



令和3年度 第2回 始良市子ども・子育て会議

日 時 令和3年10月18日（月）

午後6時30分～

場 所 始良公民館 2階 会議室4・5

1 開会

2 会長あいさつ

3 報告

①公立保育所等の民営化について資料1 p. 5

②（仮称）子ども館（子育て支援拠点施設）について資料2 p. 6

4 審議

①施設整備について資料3 p. 7

5 その他

始良市子ども・子育て会議委員名簿

| 区 分 | 役 職 | 氏 名 | 委 嘱 期 間 | 備 考 |
|---------------------------------------|---------------|-----------|-----------------------------|---|
| 子 ども・子 育てに 関 連 し 学 識 を 有 す る 者 | 学識経験を有する者 | 有 村 玲 香 | 令和2年6月15日 ～ 令和4年3月31日 | 子ども・子育て会議会長 鹿児島国際大学准教授 |
| | 始良地区医師会代表 | 山 野 ち な み | 令和2年6月15日 ～ 令和4年3月31日 | やまのクリニック院長 |
| | 民生委員・児童委員代表 | 富 重 律 子 | 令和2年6月15日 ～ 令和4年3月31日 | 民生委員・児童委員 協議会連合会 副会長 |
| | 市教育委員代表 | 藤 谷 和 泉 | 令和2年6月15日 ～ 令和4年3月31日 | 始良市教育委員 |
| | 市学校長会代表 | 大 川 宏 | 令和3年6月21日 ～ 令和4年3月31日 | 錦江小学校校長 |
| | 市母子保健推進員代表 | 杉 尾 育 代 | 令和2年6月15日 ～ 令和4年3月31日 | 母子保健推進員 |
| 子 ども・子 育てに 関 連 す る 業 務 に 従 事 し て いる 者 | 市社会福祉協議会代表 | 長 尾 貴 史 | 令和2年6月15日 ～ 令和4年3月31日 | 社会福祉協議会 地域在宅福祉課長 |
| | 市地域自立支援協議会代表 | 小 門 口 幸 二 | 令和2年6月15日 ～ 令和4年3月31日 | 市地域自立支援協議会代表 子ども部会 部会長 (障がい者支援施設さちかぜ) |
| | 市内幼稚園代表 | 矢 野 芳 秀 | 令和2年6月15日 ～ 令和4年3月31日 | あいら幼稚園園長 |
| | 市内保育所代表 | 茶 圓 正 幸 | 令和3年6月21日 ～ 令和4年3月31日 | 始良市保育協議会会長 (建昌福祉会) |
| | 市児童クラブ連絡協議会代表 | 駒 倉 國 治 | 令和2年6月15日 ～ 令和4年3月31日 | 児童クラブ連絡協議会会長 (児童クラブ かがやき・はやぶさ) |
| | 市議会議員代表 | 堀 廣 子 | 令和2年6月15日 ～ 令和4年3月31日 | 始良市議会議員 |
| そ の 他 が 必 要 と 認 め る 者 | 小学校PTA代表 | 米 田 友 子 | 令和3年6月21日 ～ 令和4年3月31日 | 西浦小PTA代表 |
| | 幼稚園保護者代表 | 石 原 か す み | 令和2年6月15日 ～ 令和4年3月31日 | 大楠ちびっ子園 保護者代表 |
| | 保育所保護者代表 | 谷 口 裕 子 | 令和3年6月21日 ～ 令和4年3月31日 | 加治木保育所 保護者代表 |

○始良市子ども・子育て会議条例（平成26年3月31日条例第2号）

○始良市子ども・子育て会議条例

平成26年3月31日条例第2号

改正

平成27年3月26日条例第8号

始良市子ども・子育て会議条例

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、始良市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議する。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- （2） 子ども・子育て支援に関する事業に従事している者
- （3） その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、任期中委員がその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 子ども・子育て会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子どもみらい課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（会議の招集の特例）

2 第6条第1項の規定にかかわらず、会長が定められていない場合は、市長が会議を招集する。

附 則（平成27年3月26日条例第8号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

始良市子ども・子育て会議運営指針

始良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の円滑な運営を図るため、次の事項について定める。

1 会議の開閉

会議の開会と閉会は、会長が宣告する。

2 発言

委員は、会長の許可を得た後に発言するものとする。

3 会議の記録

次に掲げる事項を記録した会議録を子どもみらい課（以下「事務局」という。）にて作成し、保存するものとする。また、会議録には会長とあらかじめ会長が議事に先立ち指名した出席委員が署名するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員等の氏名
- (3) 会議の議題
- (4) 会議経過の要旨
- (5) その他会長が必要と認めた事項

4 会議録等の公開

会議録や会議資料は、原則公開とし、その公開方法については、次のとおりとする。ただし、ホームページに掲載する場合は、要点筆記形式とする。

- (1) 事務局での閲覧
- (2) ホームページへの掲載

5 会議の公開

会議は、原則公開とし、会議の開催に当たってはホームページに開催の概要を掲載する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 非公開とすることについて法令等に規定されている場合
- (2) 始良市情報公開条例（平成22年始良市条例第17号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を議事とする場合
- (3) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

6 傍聴の手続

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿に必要事項を記入するものとする。

(2) 傍聴の受付時間は、原則として会議の開会予定時刻の30分前から15分前までとする。

7 傍聴人の定員

傍聴人の定員は、会場の規模に応じて会長が調整する。また、傍聴希望が定員を超えるときは、先着順とする。

8 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴するにあたり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入らないこと。

(2) 写真、動画等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、報道機関の取材活動について、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(3) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) やむ得ない場合を除き、傍聴中に入退室をしないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

9 傍聴が認められない者

鈍器その他の危険なものを持っている者、酒気を帯びている者、審議に影響を及ぼす恐れのあるものを携帯又は着用している者、その他秩序を乱す恐れがあると認められる者の傍聴は禁止とする。

10 傍聴人の退場

傍聴人は、会議を公開しないと決定したときは、速やかに退場しなければならない。

11 職員の指示

傍聴人は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

12 違反に対する措置

傍聴人がこの運営指針に違反するときは、会長はこれを制止するとともに、その指示に従わないときは、事務局の職員に命じ、退場させることができる。

13 その他

上記に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項が生じたときは、会長が会議に諮って定める。

14 附則

この運営指針は、令和2年4月1日から施行する。

資料 1

始良市立保育所等の民営化にかかる経過と今後について

| 事業種別 | 保育所 | | | 認定こども園 |
|----------|--|----------------------|------------------------|----------------------|
| 公立保育所等名称 | 帖佐保育所 | 重富保育所 | 加治木保育所 | 大楠ちびっこ園 |
| 移管先法人 | 社会福祉法人 建昌福社会 (始良市) | 社会福祉法人 クオラ (さつま町) | 社会福祉法人 たちばな会 (鹿児島市) | 社会福祉法人 太陽の風 (始良市) |
| 令和3年 4月 | 始良市立保育所、認定こども園民間移管協定書締結 移管事業者のホームページ等への広報 | | | |
| 令和3年 5月 | 25日 第1回三者協議会 | | | |
| 令和3年 6月 | | 4日 第1回三者協議会 | 3日 第1回三者協議会 | 2日 第1回三者協議会 |
| 令和3年 7月 | 6日 第2回三者協議会 | 30日 第2回三者協議会 | 20日 第2回三者協議会 | 14日 第2回三者協議会 |
| 令和3年 8月 | | | | |
| 令和3年 9月 | 29日 第3回三者協議会 | 6日 第3回三者協議会 | 8日 第3回三者協議会 | 7日 第3回三者協議会 |
| 令和3年10月 | 5日 第4回三者協議会 | 5日 第4回三者協議会 | | 19日 保護者説明会 |
| 令和3年11月 | 8日 保護者説明会 | 13日 保護者説明会 | 6日 保護者説明会 | |
| 令和3年12月 | | | | |
| 令和4年 1月 | 共同保育 | | | |
| 令和4年 2月 | | | | |
| 令和4年 3月 | | | | |
| 令和4年 4月 | 民営化 | | | |

(仮称) 子ども館 [子育て支援拠点施設] スケジュール

| | 令和3年度(2021) | | | 令和4年度(2022) | | | 令和5年度(2023) | | | 令和6年度(2024) | | | | | | |
|-----------|-------------|---|---|-------------|----|----|-------------|---|---|-------------|---|---|---|---|---|---|
| | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| 基本設計 | 6/8~3/31 | | | | | | | | | | | | | | | |
| パブリックコメント | 11/24~12/24 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地元協議 | 通り会及び地元協議 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 解体工事 | | | | 業者選定 | | | 解体工事 | | | | | | | | | |
| 実施設計 | | | | 業者選定 | | | 実施設計 | | | | | | | | | |
| 本体工事 | | | | | | | 業者選定 契約 | | | 本体工事 | | | | | | |
| 運営方針 | | | | 運営方針協議及び決定 | | | | | | 運営体制最終協議 | | | | | | |
| 運用 | | | | | | | | | | 運営開始 | | | | | | |

施設整備計画（増改築）

1. 設置主体

社会福祉法人 建昌福祉会

（運営実績：認定こども園：4施設、小規模保育所：1施設）

2. 事業概要

施設形態：幼保連携型認定こども園

施設名称：幼保連携型認定こども園 建昌菜の花保育園

建設予定地：始良市東餅田 1343-3、1344、1345、1346

定員：定員 70名（現行は 60名）

| | | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 変更前 | 1号 | | | | 3名 | 3名 | 4名 |
| | 2号 | | | | 7名 | 12名 | 11名 |
| | 3号 | 3名 | 7名 | 10名 | | | |
| ↓ | | | | | | | |
| 変更後 | 1号 | | | | 5名 | 5名 | 5名 |
| | 2号 | | | | 10名 | 10名 | 10名 |
| | 3号 | 5名 | 10名 | 10名 | | | |

3. 事業計画

令和4年度 施設整備

令和5年4月1日 開所

